

様式44

令和 4 年 10 月 27日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人住所

三重県桑名市多度町戸津470番地の5

医療法人の名称

医療法人 船橋歯科

電話 0594 (48) 5433

理事長 船 橋 浩



決 算 届

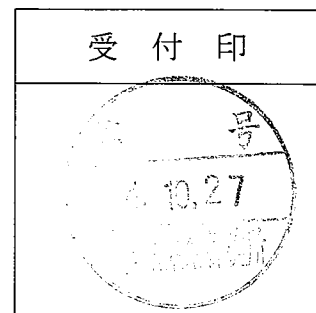
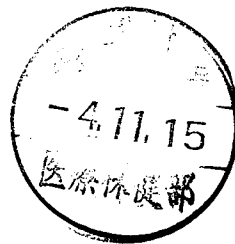
令和3年9月1日から令和4年8月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



様式1

事業報告書
(自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 船橋歯科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 三重県桑名市多度町戸津 470 番地の 5

- (3) 設立認可年月日 平成 3 年 4 月 15 日

- (4) 設立登記年月日 平成 3 年 4 月 26 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	船橋歯科	三重県桑名市多度町戸津 470 番地の 5	なし

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 10 月 28 日 令和 2 年度決算の決定

令和 4 年 8 月 30 日 令和 4 年度収支予算（案）及び事業計画について

様式 2

法人名 医療法人 船橋歯科
 所在地 三重県桑名市多度町戸津470番地の5

※医療法人整理番号 025

財産目録 (診療所)
 (令和 4 年 8 月 31 日現在)

1. 資 産 額 95,678 千円
 2. 負 債 額 2,531 千円
 3. 純 資 産 額 93,147 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	92,776
B 固 定 資 産	2,902
C 資 産 合 計 (A+B)	95,678
D 負 債 合 計	2,531
E 純 資 産 (C-D)	93,147

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人 船橋歯科
 所在地 三重県桑名市多度町戸津470番地の5

※医療法人整理番号 025
 (※ 上記は記載する必要なし)

貸借対照表 (診療所)
 (令和4年 8月 31 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	92,776	I 流動負債	1,602
II 固定資産	2,902	II 固定負債	929
1 有形固定資産	2,891	負債合計	2,531
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	11	科 目	金 額
		I 資本剰余金	10,000
		II 利益剰余金	83,147
		繰越利益剰余金	83,147
		純資産合計	93,147
資産合計	95,678	負債・純資産合計	95,678

様式4-2

法人名 医療法人 船橋歯科
 所在地 三重県桑名市多度町戸津470番地の5

※医療法人整理番号 075

損益計算書（診療所）
 （自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	35,325
2 事業費用	38,914
本来業務事業損失	3,589
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	3,589
II 事業外収益	937
III 事業外費用	0
経常損失	2,652
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	2,652
法人税・住民税及び事業税	72
当期純損失	2,724

様式 5

監事監査報告書

医療法人 船橋歯科
理事長 船橋 浩治 殿

私は、医療法人船橋歯科の令和3会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月27日

医療法人 船橋歯科

監事 船橋 敬子

